# 第48回全国高等学校総合文化祭(清流の国ぎふ総文2024) ロゴ等使用取扱要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、第48回全国高等学校総合文化祭(清流の国ぎふ総文2024)(以下「大会」という。)の 文字ロゴ、ミナモ等(以下「ロゴ等」)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 ロゴ等はデザインガイドマニュアルに定めるものとする。

#### (使用承認等)

第3条 ロゴ等を使用する場合は、あらかじめ「「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して、実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前にロゴ等の使用見本を提出することをもって足りるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体、公益社団法人全国高等学校文化連盟、岐阜県高等学校文化連盟、各都 道府県高等学校文化連盟及びその構成メンバーが使用する場合
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に掲げる学校が、大会の広報及び教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が大会の報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) 大会の協賛企業、団体及びその他これに類する企業、団体等が広報の目的で使用する場合
- (5) その他会長が適当と認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、営業又は販売物に広報デザインを使用しようとする者は、あらかじめ会長と協議した上で、「「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認申請書」(様式第1号)を会長に提出するものとする。
- 3 使用承認の申請のために会長へ提出された関係書類は、当該使用希望者に返却しない。
- 4 会長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請に係るロゴ等の使用の承認の可否について審査し、 その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、ロゴ等の使用の趣旨に反するとし承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
- (5) 岐阜県独自の事業又は岐阜県の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (7) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのある場合
- (8) ロゴ等を使用する者が次のいずれかに該当する場合

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
- ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している 者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) その他承認することが不適当と会長が認めた場合
- 5 前項の通知は、「「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認(承認内容変更)通知書」(様式第2号)又は「「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用不承認通知書」(様式第3号)によるものとする。

#### (使用料)

第4条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

#### (使用上の遵守事項)

第5条 ロゴ等を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式等を正しく使用すること。ただし、会長が認めたときはこの限りではない。
- (2) 承認された用途・内容にのみ使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (3) 使用にあたっては、承認番号を付記すること。ただし、使用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合にはこれを省略することができる。
- (4) ロゴ等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (5) 商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを、公表する前に速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) 会長の求めに応じ、ロゴ等の使用状況について報告すること。
- (8) 大会が何らかの事由により中止され、又は大会の内容の変更が行われた場合であっても、実行委員会に対して損害賠償その他の請求及び権利の主張を行わないこと。
- (9) ロゴ等を使用した全ての著作物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、実行委員会に帰属する。

### (完成品データの提出)

第6条 ロゴ等を使用した者は、完成品の写真等完成品データを速やかに会長に提出しなければならない。なお、写真の場合は見本品の全体が写されているもの及びロゴ等の使用状況がわかるものの2種類を提出するものとする。

#### (承認内容の変更)

第7条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「「清流の国ぎふ総文2024」 ロゴ等使用承認内容変更申請書(様式第4号)」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 前項の承認をする場合については、第3条第5項の規定を準用する。

#### (承認の取消し)

- 第8条 会長は、ロゴ等の使用がこの要領又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザインの使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による取消しは「「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認(承認内容変更)取消通知書」(様式第5号)をもって行う。
- 3 第2項の規定により使用承認を取り消された者は、承認取り消しがあった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。
- 4 前3項の規定に基づき、使用を取り消された者に生じる経費(改修費用、成果品の作製費用等)は、当該使用を取り消された者が負担するものとする。

#### (報告義務)

第9条 ロゴ等を使用する者は、会長の求めがあった時は、ロゴ等の使用状況及び使用実績について報告しなければならない。

### (損害賠償)

- 第10条 ロゴ等の使用により、使用者が実行委員会に損害を与えたときは、会長は、使用者に対し当該損害の 賠償を請求することができる。
- 2 デザインの使用承認を受けた者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、 使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、実行委員会は損害賠償、損失補償その他法律上の責 任を一切負わない。

#### (使用期間)

第11条 ロゴ等の使用期間は、使用を承認した日から、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会 が解散する日までとする。

#### (事務)

第12条 この要領に関する事務は、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局が行う。

### (補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、デザインの取扱いに関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会長 様

(申請者) 住 所氏 名印

## 「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認申請書

「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等を使用したいので申請します。

なお、ロゴ等使用承認通知書の承認条件等を遵守するものであり、承認条件等に違反した場合には、承認の取消しを受けても異議ありません。また、当該案件に係わる配布物、掲示物及び販売物の回収の要求についても速やかに応じ、一切の費用を負担することを誓約します。

記

1	使用物									
2	使用目的									
3	使用期間	自:	年	月	日(	)				
		至:	年	月	日(	)				
4	使用方法									
5	販売・非売の別	□ 販売(予定価格					円)	□ 非売		
6	連絡先	担当者名:			TE	:L:				
7	使用計画									

- ※添付書類 (1)企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)
  - (2)申請者の概要、現況を示すもの
  - (3)その他参考となるもの(食品販売に関しては、営業許可証(写)及び製造許可証(写) (ただし、保健所の許可が不要な場合を除く)が必要)

ぎ総文実第号令和年月日

様

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会長

「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認(承認内容変更)通知書

令和 年 月 日付けで承認(承認内容変更)申請のありましたロゴ等の使用(変更)については、下 記のとおり承認します。

記

## 1 承認条件

- (1)使用承認(承認内容変更)申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2)「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用取扱要領を遵守すること。
- (3)承認後は速やかに写真等完成品データを提出すること。
- 2 承認期間

令和 年 月 日( )から 令和 年 月 日( )まで

3 承認番号 ぎ総文実承認第 号

### 【特記事項】

・承認番号を物品等に付すこと。ただし、会長が承認番号を付さないことができると認めた場合はこの 限りではない。

ぎ総文実第 号令和 年 月 日

様

## 第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会長

# 「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用不承認通知書

令和 年 月 日付けで承認(承認内容変更)申請のありましたロゴ等の使用(変更)については、次 の理由により不承認とします。

記

理 由

令和 年 月 日

## 第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

# 「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認内容変更申請書

令和 年 月 日付け ぎ総文実第 号 で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事項	変 更 前	変 更 後
1 使用物		
2 使用目的		
3 使用期間		
4 使用方法		
5 販売・非売の別		
6 連絡先	担当者名:	担当者名:
0 连桁元	TEL:	TEL:
7 使用計画		

※添付書類 (1)企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

(2)その他参考となるもの

ぎ総文実第号令和年月日

様

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会長

「清流の国ぎふ総文2024」ロゴ等使用承認(承認内容変更)取消通知書

令和 年 月 日付け ぎ総文実第 号 で承認(承認内容変更)したロゴ等の使用については、 下記の理由により取消します。

当該承認に係わる物件の使用を中止し、(配布物・掲示物・販売物)を速やかに回収してください。

記

理 由